

法令適用事前確認手続（回答書）

職需発 0701 第 1 号

令和 7 年 7 月 1 日

株式会社フィナンシャル
代表取締役 合田千華 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

令和 7 年 6 月 23 日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成 14 年厚生労働省訓第 29 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならない。

2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならないことに関する見解及びその論拠

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の規定は、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることを有料で業として行おうとする場合に、当該業を行おうとする者が厚生労働大臣の許可を受けなければならないことを定めるものである。

本照会において、貴社が新たに行おうとしている事業は、①求人者及び求職者の両者が各々で情報を開示してやり取りする物理的場所を提供する行為、②求職者が自身の希望する会社の条件等を問い合わせると、全ての求人者の情報（広告画像）を全ての求職者に対して閲覧可能な状態のなかで、問い合わせに客観的に合致する求人者の情報を加工せずそのまま画像で添付する機能を有する電子機器を①の場所に単に設置する行為、③②において設置した電子機器と同様の機能を貴社の HP 上にも導入する行為とのことである。

求人者の情報について、貴社の判断により選別した提供相手にのみ提供をしたり貴社の判断により選別した情報のみ提供を行ったりすることはせず、貴社

の判断により求職者に応じて求人情報を加工して提供すること等求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんするものではないとのことであり、これが事実である限りにおいては、職業安定法に規定する有料職業紹介事業には該当しない。

したがって、貴社が提示した事実の行為を行う限りにおいては、職業安定法第 30 条第 1 項の適用の対象とはならない。

以上